

令和7年度
包括外部監査の結果報告書

(テーマ)
県が設置している高等教育機関に係る
財務に関する事務の執行及び事業の管理について

令和8年3月

山形県包括外部監査人

松 田 卓 也

第1章	包括外部監査の概要	1
第1	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件(テーマ)	1
3	特定の事件を選定した理由について	1
4	包括外部監査の実施期間	1
5	包括外部監査の対象期間	1
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	2
8	利害関係	3
第2	包括外部監査の監査結果	4
1	監査の結果について	4
2	指摘事項及び意見の分布	4
3	監査結果及び意見の要約リスト	5
第2章	山形県における高等教育機関に関する施策	15
第1	第4次山形県総合発展計画	15
1	長期構想	15
2	実施計画	16
3	実施計画前期を終えての現状について	18
第3章	監査手続きについて	20
第1	監査対象	20
第2	監査手続き	20
第3	平成16年度監査結果に係る措置状況	26
1	手続きの概要	26
2	監査要点	26
3	平成16年度の包括外部監査の措置状況等	26
第4章	山形県公立大学法人	32
第1	概要	32
第2	経営管理全般	38
第3	収入事務	47
第4	支出・契約事務	49
第5	人事労務管理	63
第6	財産管理	67
第7	情報セキュリティ	77
第5章	山形県立産業技術短期大学校	80
第1	概要	80
第2	経営管理全般	88
第3	収入事務	96
第4	支出・契約事務	99
第5	人事労務管理	106
第6	財産管理	111
第7	情報セキュリティ	129
第6章	東北農林専門職大学	132
第1	概要	132
第2	経営管理全般	139

第3 収入事務.....	142
第4 支出・契約事務.....	145
第5 人事労務管理.....	149
第6 財産管理.....	151
第7 情報セキュリティ.....	168
第7章 公立大学法人山形県立保健医療大学.....	171
第1 概要.....	171
第2 管理全般.....	176

第1章 包括外部監査の概要

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。)第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

県が設置している高等教育機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3 特定の事件を選定した理由について

少子化等に伴う人口減少が一層進展し、労働力不足が深刻化する状況下において、山形県では「第4次山形県総合発展計画長期構想」(令和2年3月策定)(以下、「長期構想」という。)を策定し、その中で「人材がいきいきと輝く県づくり」の実現に向けて、誰もが必要な知識や技術を身に付けることができるよう、学校教育や職業訓練、社会に出てからの学び直しといった人づくりの新しいシステムを築いて、「人材の資質」を高めるとともに、子どもたちのふるさとへの愛着と誇りや未来を切り拓く力を養い、「未来の人材」を育んでいくとされている。

また、具体的な施策として「高等教育、専門的職業教育の充実」を掲げ、産業界のニーズに沿った人材育成や「人生100年時代」に対応したあらゆる世代への学びの場の提供など、新しい時代環境を踏まえた「知と人材の集積拠点」としての高等教育の充実強化に向け、地域の大学等とともに、専門職大学の開設など、より高度で実践的・創造的な教育を展開していくことに取り組んでいる。

このような中で、少子化に伴う学生数の減少などにより高等教育機関の運営環境は厳しさを増しており、設置目的を果たし地域と社会に貢献していくためには、安定した経営状況を確保する必要がある。

また、公立大学法人に移行した機関では、県から独立した運営が行われており、法人としてのガバナンスや県のガバナンスが適切に働き、経費の削減、収入の確保、資産の効果的な運用管理等が図られているか確認することは意義が大きいと考える。

加えて、県が設置している高等教育機関を対象とした前回(平成16年度)の監査から相当期間が経過しており、地域や社会ニーズの変化等を踏まえた再評価が必要となっている。

以上から、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和7年4月から令和8年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和6年度分の執行分(必要に応じて他の年度分も対象とした。)

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 授業料等の収入に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
- ② 契約事務、施設、物品の管理等に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
- ③ 各高等教育の管理・運営は、コスト意識を持ち効果的・効率的になされているか
- ④ 学校組織・教職員数・職務分担等は適切で、効果的・効率的なものとなっているか
- ⑤ 教育内容は地域産業のニーズ等に合わせて適切に見直されているか
- ⑥ 地域社会との連携、産学公連携等を通じた地域貢献は、効果的・効率的に行われているか
- ⑦ 各高等教育の今後について、どうあるべきか

(2) 監査手続

- ① 高等教育機関の担当者へのヒアリング及び書類の閲覧等により概要把握を行う。
- ② 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して事務が執行されているか検討する。
- ③ 対象施設を視察し、監査要点に基づくヒアリング及び資料の閲覧を実施する。また、物品の実在性を確認するとともに、その管理状況を確認する。
- ④ 過年度に高等教育をテーマとした包括外部監査の結果及び意見について、措置後に発生した同様の状況においても考慮されているか確認する。
- ⑤ その他監査の過程で必要と判断した手続を実施する。

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 松田 卓也

(2) 補助者

公認会計士 吉沢 公人

公認会計士 富樫 研輔

公認会計士 阿部 哲

公認会計士 浅野 和宏

公認会計士 齋藤 翔太

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和8年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 指摘事項及び意見の分布

(単位:件)

区分	全般	公立大学法人		産技短		専門職大学		医療大	
	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見
①	1	3	1	1	3	0	2	0	0
②	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	0	3	4	5	1	0	4	0	0
④	0	1	2	1	1	0	1	0	0
⑤	0	2	3	4	2	2	4	2	2
⑥	0	4	0	2	2	2	0	0	0
合計	1	13	10	13	9	4	11	2	2

※監査対象法人・施設

公立大学法人:山形県公立大学法人

産技短:山形県立産業技術短期大学校(庄内校含む)

専門職大学:東北農林専門職大学及び附属農林大学校

医療大:公立大学法人山形県立保健医療大学

※区分

①経営管理全般

②収入事務

- ③支出・契約事務
- ④人事労務管理
- ⑤財産管理
- ⑥情報セキュリティ

3 監査結果及び意見の要約リスト

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
第2章 山形県における高等教育機関に関する施策			
1	(実施計画前期を終えての現状について) 地域や企業等と連携して行う事業に関して、高等教育機関の魅力を発信する一つの手法としても共同研究や受託研究、業務受託を積極的に行っていくことを期待する。	意見	19
第4章 山形県公立大学法人			
第2 経営管理全般			
2	(経営に関する意思決定機関の合同開催について) 経営審議会及び教育研究審議会は別々に開催、審議を行うべきであるが、会議の効率化のために合同で実施する場合は権限外の審議事項の際は権限がない委員は離席し、その旨を議事録にも記載すべきである。	指摘事項	43
3	(教育振興会奨学金貸付特別会計の目的外使用について) 奨学金として支出すべき資金を事業目的外の資金に活用するべきではない。	指摘事項	45
4	(教育振興会奨学金貸付特別会計の目的外使用について) 当該奨学金制度に関して、貸付実績がなく、資金需要がないのであれば、他の奨学金制度と統合することを検討されたい。	意見	45
5	(監事監査計画書の未作成について) 規程に基づき監査計画書を毎事業年度作成すべきである。	指摘事項	46
第4 支出・契約事務			
6	(委託業務における従事者の管理について) 同一の事業者との契約が継続している業務委託契約においても、契約書に定められた条項に従い、新たな契約の	指摘事項	52

	タイミングで改めて従事者氏名の通知を受けるよう現在の運用を改めるべきである。		
7	(再委託に係る事前協議・承認手続きの遵守について) 受注者が委託業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、受注者に対し、県会計局会計課長通知を参考に、再委託承認の判断を行い、責任を明確にしておくべきである。	指摘事項	55
8	(一定の資本的関係又は人的関係を有する会社等による入札参加及び相互供給の制限について) 一定の資本的関係、人的関係等がある場合の同一入札への参加制限について、規定等による一律の定めを設ける、若しくは個別事案ごとのより詳細な把握、検討に努めるべきである。	指摘事項	57
9	(一定の資本的関係又は人的関係を有する会社等による入札参加及び相互供給の制限について) 独自のガイドライン等により、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の定め、もしくは相互供給自体を禁止する定めを設けることを検討されたい。	意見	58
10	(契約の一本化について) 別個の契約となっている大学及び学寮の自家用電気工作物保安全管理業務委託契約を一本化することにより、契約事務負担の軽減及びトータルコストの削減を模索していくことが望ましい。	意見	60
11	(食費会計の受益者負担及び余剰金の精算について) 価格改定等が生じた場合には、繰越金により賄うことなく、受益者負担の原則に従い、学寮生に負担を求めることが望ましい。	意見	62
12	(食費会計の受益者負担及び余剰金の精算について) 余剰金が生じた場合には、年度末に学寮生へ返金することにより精算を行うことが望ましい。	意見	62
第5 人事労務管理			
13	(有給休暇の取得実績の個人格差について) 有給休暇の法人全体での取得状況を的確に把握し、全員が公平に有給休暇を取得できる環境を整備していく必要がある。	意見	64

14	(法人採用職員への人事評価の未実施について) 法人採用職員についても人事評価を行っていないのは、「山形県公立大学法人職員就業規則」に合致した運営となっていない。	指摘事項	66
15	(法人採用職員への人事評価の未実施について) 今後、法人採用職員への人事評価を行い、「山形県公立大学法人職員就業規則」と実態の差異が解消するように検討されたい。	意見	66
第6 財産管理			
16	(図書の貸借対照表価額について) 令和6年度における図書の期末残高につき過大計上のリスクが生じているものと考えられるため、可能な限り過年度分の図書につき購入時あるいは受贈時さらには公立大学法人移行時、それぞれの取得価額の調査を行い、貸借対照表上の図書残高の正確性を確保する必要がある。	指摘事項	72
17	(図書の貸借対照表価額について) 蔵書システムの運用において、書籍の取得時あるいは受贈時、保有時、除却時それぞれに関する手続きマニュアル等を整備し、担当者の変更があった場合でも正確に事務作業が引き継がれるように体制を整備されたい。	意見	72
18	(現預金の管理と会計処理について) 学校会計外である周辺会計に関する預金口座について預り金処理を行わないのであれば、それぞれの組織の規定等に従って、法人外の場所で適切に管理すべきである。	指摘事項	74
19	(固定資産の現物確認について) 米沢栄養大学開学時に作成した備品管理台帳の管理番号標示も活用しながら、固定資産の管理番号の標示及びこれらを統合した固定資産台帳又は準資産台帳を整備する必要がある。	意見	76
20	(固定資産の現物確認について) 固定資産管理規程が求める固定資産の管理状況等の報告につき、管理方法及び報告方法の詳細かつ具体的な規定を設けた内規やマニュアルを整備する等して、固定資産の状態もあわせて報告するように具体的な報告の仕方について明確にする必要があると考える。	意見	76
第7 情報セキュリティ			

21	(ID・パスワードの管理) 人事給与システムの無効なアカウントについては、情報漏洩等のリスク軽減を図るために速やかに削除すべきである。	指摘事項	78
22	(ID・パスワードの管理) 財務会計システム、人事給与システムともに、セキュリティポリシーに従い一定のルールに基づいてパスワードを設定・管理すべきである。	指摘事項	78
23	(ID・パスワードの管理) 債権管理システムのIDとパスワードについては、紙に記載した上でのデスク保管をやめ、他者に知られないような管理に変更すべきである。	指摘事項	78
24	(記録媒体の使用) システム間でのデータ連携を行う際のUSBメモリについては、情報漏洩防止のため、暗号化などを施して情報漏洩等のリスク軽減を図るため早急に改善すべきである。	指摘事項	79
第5章 山形県立産業技術短期大学校			
第2 経営管理全般			
25	(運営管理組織について) 施設運営の重要な事項を協議する機関である運営委員会の議事録は署名が入った正式なものを作成、保管すべきである。	指摘事項	91
26	(運営管理組織の効率化について) 運営会議と運営委員会で担っている機能が重複している面があり、両者を引き続き設置していく必要があるのか検討されたい。	意見	92
27	(奨学金返還支援事業の活用について) 企業側から求人ニーズがある学科については、産業人材育成機関としての役割も踏まえ、県として入校生確保の方策を前向きに検討していただきたい。	意見	94
28	(短期大学としての在り方について) 短大という枠組みにとらわれず、高校を卒業した学生だけでなく社会人などが仕事の合間を縫ってリスキリングできるようなカリキュラムを組むなどを行うことで地域の企業の発展にも貢献できるものとする。	意見	95
第4 支出・契約事務			

29	(随意契約における複数社見積徴取の実施について) 競争原理の確保と価格の公正性を担保するため、実質的に複数者が見積りに参加するよう、見積依頼先を増やす努力を行っていくべきである。	指摘事項	100
30	(見積辞退に係る書面の未提出について) 見積辞退が発生した場合、「見積条件」に従い、辞退者から必要事項を記載した書面の提出を受け、見積調書とともに適切に保管しておくべきである。	指摘事項	101
31	(長期継続契約の検討について) 図書館情報管理パッケージソフトに係るサポートサービス委託契約について、継続的に安定したサービスの提供やコスト削減の観点から、長期継続契約への切り替えを検討していくことが望ましい。	意見	102
32	(契約保証金の契約締結前納付について) 契約保証金の納付は契約履行の確実性を担保するための重要な統制手続きの一つであるため、契約締結前の納付を確実に遵守させる必要がある。	指摘事項	103
33	(再委託に係る事前協議・承認手続きの遵守について) 受注者が委託業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、受注者に対し、会計局会計課長通知により明文化された再委託承認手続きを確実に遵守させる必要がある。	指摘事項	103
34	(元請業者が下請業者より徴求する誓約書の不備について) 誓約書を漏れなく徴求することはもちろん、記載内容に不備等がないかについては、下請業者からの提出の都度確認し、不備等があった場合には差し戻すなど、より一層適切な運用を図っていくべきである。	指摘事項	104
第5 人事労務管理			
35	(時間外勤務手当の誤りにについて) 令和7年3月支給分の時間外勤務手当の金額が誤っていた。ダブルチェックを徹底すべきである。	指摘事項	109
36	(有給休暇の取得実績の個人格差について) 人員配置の工夫や増員を検討し、全員が公平に有給休暇を取得できる環境を整備していく必要がある。	意見	110
第6 財産管理			

37	(管ねじ切機の備品登録について) 備品購入費の支出について備品登録されていない項目を検出したため、備品購入費についてすべて備品登録を行った上で、毎年度末時点の物品管理状況について正しい状況を通知する必要がある。	指摘事項	116
38	(管ねじ切機の備品登録について) 備品購入費として起票した支出について確実に備品登録が行われるよう、手続きマニュアルの整備や周知徹底、あるいは内部牽制の強化、さらには備品登録の帳票である物品管理簿又は物品登録調書が支出票と同時に発行されるような業務システムの改修等の対策を行い、備品登録の漏れが生じない統制の強化が望ましい。	意見	116
39	(図書の管理について) 図書について可能な限り取得価格あるいは受入価格を明確にし、取得額が5万円以上の図書については備品としての登録を行い、図書管理システムにおいても備品登録を明確にした上で、備品に該当する図書については物品としての管理及び報告を行う必要がある。	指摘事項	120
40	(備品の標示について) 物品台帳に登録されている備品について正しい標示が行われていない備品が散見されるため、山形県財務規則が求める備品標示票を標示し、常に照合確認に便利な状況を整備する必要がある。	指摘事項	122
41	(備品の照合確認について) 備品現品と備品台帳との照合において不要な物品や遊休備品の把握を同時に行い、不要な物品については管理換、不用の決定等の手続き、遊休備品については遊休備品登録及び削除をそれぞれ実施することにより備品台帳の期末残高を正確に把握した上で、物品の年度末現在の状況につき正しい通知を行う必要がある。	指摘事項	124
42	(パーティションの処理について) 建設後の建物に新設したパーティションについて一般需用費とする事務は実態と合致せず、公有財産購入費あるいは工事請負費として処理した上で公有財産等に該当する場合には公有財産台帳への登録を行うことが望ましい。また、会計処理の誤りについて内部牽制機能によって検出	意見	128

	し訂正できるよう、検査機能の強化を行うことが望ましい。		
第7 情報セキュリティ			
43	(ID・パスワードの管理) 学務システムに利用しているエクセルファイルについて、セキュリティ対策基準に則って、パスワードなどを設定した取扱いをするべきである。	指摘事項	130
44	(ID・パスワードの管理) 学籍・成績の資料が保管されている金庫については、施錠を徹底した上で管理者を配置するなど、厳重な管理が求められるところである。	指摘事項	130
45	(バックアップ、バージョンアップ体制) 学務システムに利用しているエクセルファイルについて、冗長性の観点からは保管先をUSBメモリではなく、県で利用しているイントラネット(inas)に変更するなど、バックアップ方法の変更を検討すべきである。	意見	131
46	(バックアップ、バージョンアップ体制) 学務システムのバックアップについてはマニュアル作成を進め、どの担当者でも同じ保管がなされ、適時に復元できるような体制を整備することを検討されたい。	意見	131
第6章 東北農林専門職大学			
第2 経営管理全般			
47	(東北農林専門職大学の将来的な在り方について) 将来的に県直営ではなく、法人化も含めた自律的な経営を行える体制に切り替えていくことを検討されたい。	意見	141
48	(東北農林専門職大学の運営体制について) 令和6年度は学長が含まれていない教授会で運営されていたが、開学間もないこともあり、規程の改定や運営体制を見直し、改善しながら今後も大学運営を継続していただきたい。	意見	141
第4 支出・契約事務			
49	(相互供給の制限について) 独自のガイドライン等により、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の定め、もしくは相互供給自体を禁止する定めを設けることを検討されたい。	意見	145
50	(実効性ある低入札価格調査の実施について)	意見	147

	低入札価格調査について、対象会社の財政状態及び経営成績に関する具体的な判断基準を明確にするとともに、当該基準を満たしていない場合には追加の手続きを求め、場合によっては有識者の意見を仰ぐといった手続きの実施を検討されたい。		
51	(一括発注又は拡大型一括発注の検討について) 委託業務について、契約事務負担軽減及び委託コスト節減の余地を模索しながら、4施設による一括発注を検討していくことが望ましい。	意見	147
52	(一括発注又は拡大型一括発注の検討について) 拡大型一括発注のモデル試行による評価・検証の結果、期待される効果を確認することができた場合には、本施設を含む周辺4つの公所においても導入に向け検討していくことが望ましい。	意見	148
第5 人事労務管理			
53	(有給休暇の取得実績の個人格差について) 職員の健康保持増進と公務能率の向上が図られるよう、人員配置の工夫や増員を検討し、休暇を取得しやすい職場づくりに努めていく必要がある。	意見	150
第6 財産管理			
54	(牛の備品登録について) 出生から18ヵ月経過した牛につき備品登録が漏れていた。物品管理簿のみで管理されており、他の飼育牛と管理方法が異なっている。 今回の飼育牛については、その他の飼育牛と同様の管理を行い、管理方法を統一しておく必要がある。	意見	155
55	(パイプハウスの建替え工事について) パイプハウスが公有財産における工作物に該当しない場合であっても、1棟あたり1,300千円のパイプハウスの建替え費用は少なくとも物品管理すべき備品に該当するものとする。	指摘事項	159
56	(公有財産台帳の登録について) おうとう他の樹木が公有財産台帳に登録されていない。樹木に関する規程の整備が不十分であるため、資産計上に関する規程を明確化するべきである。	指摘事項	161
57	(公有財産台帳の登録について)	意見	163

	公有財産台帳(工作物)の登録に関して、山形県公有財産規則やそれに係る通知等においてその内容の理解を徹底した上で、正しい区分や種目に計上しているか、計上漏れがないか等について検証できる体制を確立することが望ましい。		
58	(図書の管理について) 設立以前の農林大学校時に高額図書として備品管理されていた図書や高額ではない図書についても図書管理システムに登録されていなかったことから、図書の図書管理システムへの登録を網羅的に行い、一元的に管理を行うことが望ましい。	意見	167
59	(図書の備品管理について) 図書管理システムにて受入価格が5万円以上の図書についても備品としての登録を行い、図書の管理を一元的に行うことが望ましい。	意見	167
第7 情報セキュリティ			
60	(ID・パスワードの管理) 東北農林専門職大学附属農林大学校で利用している学籍・成績管理用のエクセルファイルについては、セキュリティ対策基準に則って、パスワードなどを設定した取扱いをするべきである。	指摘事項	169
61	(記録媒体の使用) 東北農林専門職大学附属農林大学校においては、暗号化などが施されていないUSBメモリでデータの受け渡しを行わずに、データの共有はクラウドシステムを利用していくべきである。	指摘事項	170
第7章 公立大学法人山形県立保健医療大学			
第2 管理全般			
62	(図書の貸借対照表価額について) 図書管理システムの除却処理について、登録データを抹消するのではなく、システム内の「除籍データ入力」メニューにより入力すべきであり、図書の取得、除却及び期末残高をいつでも把握できる、固定資産管理規程の目的に合致した処理を行う必要がある。	指摘事項	181
63	(図書の貸借対照表価額について) 図書の登録等の手続きが年度を遡及して行う事務が常	指摘事項	182

	態化しており、図書管理システムの期末残高が不正確となる事務が行われている点を考慮すると、2つのシステムにおける期末残高の合算額をそのまま貸借対照表価額とする現行の事務は妥当とはいえない。したがって、図書についていつでも正しい残高が把握できる事務を行い、正確な期末残高を貸借対照表に計上すべきである。		
64	(図書の貸借対照表価額について) 図書管理システムの運用につき規程を整備した上で、すべての図書について図書管理システムにおいて一元的に管理し、年度を遡ってその取得、除却及び期末残高を検証できる体制を整える必要がある。	意見	182
65	(リース資産の台帳登録について) リース期間到来済みのリース契約について除却処理が漏れており貸借対照表の取得価額に誤りがあったため、リース資産についても固定資産台帳への登録を行い、貸借対照表価額の正確性を担保する必要がある。	意見	184

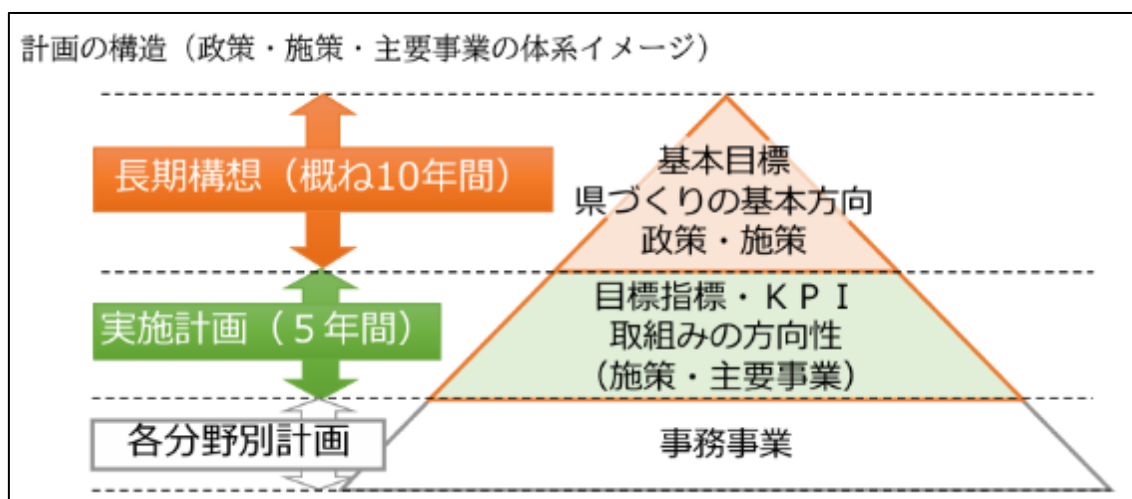
第2章 山形県における高等教育機関に関する施策

第1 第4次山形県総合発展計画

1 長期構想

県では、令和2年3月に「第4次山形県総合発展計画」を策定している。当該計画は、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を基本目標とし、県民一人ひとりの希望が実現し、持続的に発展していく県づくりの指針として策定したもので、「長期構想」及び「実施計画」により構成されている。

長期構想は、県づくりの基本的な考え方と基本目標、その実現に向けた政策・施策の展開の方向性を示し、実施計画は、長期構想の計画目標を実現するための主要な取組みの方向性を示すとともに、その進行管理のための目標管理や KPI(重要業績評価指標)を設定している。



（出典：山形県「第4次山形県総合発展計画」）

この中で「県づくりの推進方向」として6つの政策の柱を掲げ、それぞれの政策の柱に政策とそれを具体化する施策を定めている。今年度の監査テーマに関連する政策の柱及び政策、施策は下記のとおりである。

政策の柱1 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

（政策1）学校教育の充実

（施策4）高等教育、専門的職業教育の充実

○産業界のニーズに沿った人材育成や「人生 100 年時代」に対応したあらゆる世代への学びの場の提供など、新しい時代環境を踏まえた「知と人材の集積拠点」としての高等教育の充実強化に向け、地域の大学等とともに、専門職大学の開設など、より高度で実践的・創造的な教育を展開する。

政策の柱1 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

(政策2)生涯を通じた多様な学びの機会の充実
(施策1)産業界や地域のニーズを踏まえた社会人の学び直しの促進 ○個人・企業の多様な学び直しのニーズに対応できるよう、高等教育機関における専門・実践的なリカレントプログラムの開発・提供を行うセンター的機能の形成を促進する。

政策の柱2 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化
(政策1)やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成
(施策2)高度人材の育成・活用 ○農林業分野の専門職大学の設置などにより、経営知識を持ち、社会や経済等の様々な情勢の変化・課題にも対応することができるグローバルな視点を身に付けた高度な農業経営人材を育成する。 ○農業関係機関と連携した、専門職大学等の卒業生の県内就農・就業に結び付けるための支援体制を構築していく。 ○体系的・継続的なリカレント教育や農業者の経営のステージに応じた研修、公開講座など、生産現場等で必要となる基礎から応用までの知識・技術を学べる機会を充実する。 ○先端技術の生産現場への移転や新たな栽培技術普及など、農業者の生産活動をサポートする普及指導機関による支援を充実強化する。

2 実施計画

実施計画において、「第4次山形県総合発展計画(長期構想)」に掲げた政策・施策の推進に向けて、重点的に取り組む事業の方向性を示している。

④ 高等教育、専門的職業教育の充実(施策4)

K P I	現状値	指標値(工程)				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
県立米沢栄養大学地域連携・研究推進センターにおける地域や企業等との連携による新規の事業数(累計)【総務】	1件 (R1年度)	1件	2件	3件	4件	5件

(主な取組内容)

<高等教育機関における高度で実践的・創造的な教育の展開>【総務、健福、産業】

○ 県内高等教育機関と県、産業界が一体となって高等教育における将来像の議論や連携、交流の企画を行う「地域連携プラットフォーム(仮称)」の構築【総務】

○ 県立米沢栄養大学や県立保健医療大学等における第3期中期目標の策定を踏まえた教育研究の充実【総務、健福】

- 高度で実践的な職業教育を行う「専門職大学・専門職短期大学」に係る、県内での制度の活用促進に向けた支援【総務】
- 産業技術短期大学校におけるIoT＊・AI＊など先端技術に関する内容を取り入れた技術訓練カリキュラムの充実【産業】

① 産業界や地域のニーズを踏まえた社会人の学び直しの促進(施策1)

K P I	現状値	指標値(工程)				
公共職業訓練(離職者訓練)の修了者における就職率【産業】	68% (H30年度)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
		75%	75%	75%	75%	75%

(主な取組内容)

<多様な学び直しの機会の創出>【産業、総務、健福】

- 「大学コンソーシアムやまがた」の関係機関等との連携による県内大学等における公開講座の充実【総務】
 - 県立保健医療大学における県内看護職の実践力向上を図るリカレント教育の充実【健福】
 - 子育て等を機に離職した女性や働く意欲のある高齢者の再就職に向けた離転職者訓練等の充実【産業】
 - 県内企業の成長を担う人材の育成に向けた在職者やUIターン者等に対するリカレント教育の充実【産業】
 - 公共職業訓練施設等における在職者向け教育訓練プログラムの企業ニーズを踏まえた充実【産業】
- <企業による学び直しへの理解促進>【産業】
- 企業経営者の機運醸成やキャリア形成促進助成制度＊の活用促進等、企業において社員が学び直しを行いやすい環境の整備推進【産業】

② 高度人材の育成・活用(施策2)

K P I	現状値	指標値(工程)				
専門職大学への入学者数【農林】	—	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
		—	—	— (認可)	40人 (開学)	40人

(主な取組内容)

<高度な農林業経営人材の育成・県内就農の促進>【農林】

- 東北・日本の農林業の発展をけん引する農林業経営者を育成する専門職大学の開学【農林】
- 専門職大学の卒業生の県内就農・就業促進のための新たな給付型就学資金の創設

等、関係団体との連携による高度人材の県内定着に向けた取組みの検討・推進【農林】

＜生産現場等で必要となる基礎から応用までの知識を学べる機会の充実＞【農林】

○ リカレント講座や公開講座の開設等、最新の農業技術の習得や技術向上に向け体系的・継続的に学ぶことができる機会の充実【農林】

○ 「農業経営実践塾(仮称)」など、農林業者が経営力を身に付けるための学習機会の充実【農林】

＜普及指導機関による支援の充実＞【農林】

○ 生産現場への先端技術の情報提供や新たな栽培技術の普及、GAP* (農業生産工程管理)の導入支援の強化【農林】

3 実施計画前期を終えての現状について

県では、令和2年3月に策定した「第4次山形県総合発展計画」の前期5年間の実施計画が令和6年度で終期を迎えることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を実施期間とする新たな実施計画(後期実施計画)を策定している。

その中で、各 KPI の前期の実績が公表されており、下記のとおりとなっている。

④ 高等教育、専門的職業教育の充実(施策4)

K P I	現状値	指標値 (工程)				
県立高等教育機関等が地域や企業等と連携して行う事業の件数【総務】	28件 (R1～5年度平均)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
		29件	29件	29件	29件	29件

【K P I の出典】 県総務部調べ

(前期の実績を踏まえての監査人の評価)

監査の過程で現地調査を行った高等教育機関において、高度な教育機関として教員による地域の教育機関(小学校や中学校、高等学校)に対して、出前講座などを行い、各高等教育機関で専門とする分野の講演などを行い、学びの場の機会創出や当該分野への啓もう活動を実施していることを確認している。

また、山形県立米沢栄養大学では地方自治体や民間企業と共同研究を行っているなど、地域や企業等との連携が進んでいる高等教育機関も確認している。

ただし、高等教育機関側から発信する形で積極的に地域や企業等の連携を行っているか、という視点では監査人としてはさらに期待をしているところである。例えば、高等教育機関が専門とする領域での地方自治体や企業と業務受託を行う事例はほぼ確認することはできなかった。県内において、東北芸術工科大学は地方自治体や企業と連携している事例が多く確認することができ、連携における好事例といえる。高等教育機関の魅力を発信する一

つの手法としても共同研究や受託研究、業務受託を積極的に行っていくことを期待する。
【意見】

① 産業界や地域のニーズを踏まえた社会人の学び直しの促進(施策1)

K P I	現状値	指標値（工程）				
① 公共職業訓練（離職者訓練）の修了者における就職率【産業】	68.9% (R4年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
		75%	75%	75%	75%	75%
② 従業員のリスクリングに取り組む企業の割合【産業】	—	8%	10%	15%	20%	25%

【K P I の出典】①厚生労働省公表情報

②県産業労働部調べ

(前期の実績を踏まえての監査人の評価)

監査の過程で現地調査を行った産業技術短期大学校本校(産業技術専攻科)において、少数ながらも社会人がリスクリングとして入校している事例は確認されている。当該事例では、働きながら特定の領域の研究を重ねるためであるため、卒業後は当然に元の職場へ戻っていくこととなる。

監査対象外の高等教育機関や職業訓練施設と合わせての KPI であるため、本監査の範囲の中では就職率は指標値を達成しているものとする。

ただし、リスクリングの受入は決して多いとは言えないため、技術が専門化、高度化している中で社会人が学び直しを行いやすい教育環境をさらに整えていくことを期待する。

② 高度人材の育成・活用(施策2)

K P I	現状値	指標値（工程）				
東北農林専門職大学の入学者数【農林】	40人 (R6年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
		40人	40人	40人	40人	40人

【K P I の出典】県農林水産部調べ

(前期の実績を踏まえての監査人の評価)

令和6年度及び令和7年度入学者に関して、目標とした KPI は達成していると評価される。全国的に就農者が減少している中で、定員を2年度連続で達成していることは大学の積極的な情報発信や学生の募集活動を献身的に行った結果であるとする。

専門職大学では、全国的に2校しかない農林業に特化した大学であるが、今後も引き続き学生の募集活動を行い、農林業を学ぶには山形というブランドが確立されることを期待する。

第3章 監査手続きについて

第1 監査対象

県が管轄する高等教育機関は、下表のとおりである。

高等教育機関名称		所管課
山形県公立大学法人	山形県立米沢栄養大学	高等教育政策・学事文書課
	山形県立米沢女子短期大学	
公立大学法人山形県立保健医療大学	山形県立保健医療大学	健康福祉企画課
山形県立産業技術短期大学校	本校	雇用・産業人材育成課
	庄内校	
東北農林専門職大学	東北農林専門職大学	農政企画課
	附属農林大学校	

監査においては、上記すべての高等教育機関を対象に概要ヒアリングを実施した。概要ヒアリングを受けて、施設の運営状況から特により詳細な手続が必要と判断された施設については、現地調査を実施し、施設管理の状況や財務事務について、合規性に加え、有用性の観点から検討を行った。監査対象施設は下表のとおりである。

高等教育機関名称		所管課
山形県公立大学法人	山形県立米沢栄養大学	高等教育政策・学事文書課
	山形県立米沢女子短期大学	
山形県立産業技術短期大学校	本校	雇用・産業人材育成課
	庄内校	
東北農林専門職大学	東北農林専門職大学	農政企画課
	附属農林大学校	

第2 監査手続

各監査対象に対して、監査手続を実施するにあたり、監査対象が多岐にわたる事業を実施していることから、監査水準の均質化を図るため、下記の標準監査手続書を作成した。その上で、各高等教育機関の性質、特殊性等に鑑み、監査人の判断で実施すべき監査手続を行った。

監査要点		監査手続	
1	経営管理	質問	組織体制について、ご教示ください。経営の意思決定機関(理事会など)の他に、経営審議会などの経営評価を行う機関もあれば合わせてご教示ください。
		質問	上記でご説明いただきました組織体制に関して、それぞれの機関の職務分掌や権限をご教示ください。説明資料があれば、合わせてご準備ください。
		質問	上記でご説明いただきました組織体制に関して、それぞれの機関の役員構成をご教示ください。ご提供いただける資料があれば、合わせてご準備ください。
		閲覧	上記でご説明いただきました組織体制に関して、それぞれの機関の会議体の令和 6 年度の議事録をご準備ください。原本をご準備いただき、必要に応じてコピーを頂戴したいと考えています。
		質問	監事監査の実施時期や内容について、ご教示ください。
		質問	内部監査室などの内部監査機能があれば、監査計画や監査実施時期、内容について、ご教示ください。
		質問	令和4～6年度における学生の在籍状況について、ご説明ください。また、合わせて例年どのような募集活動を行っているかも合わせてご説明ください。ご提供いただける資料があれば、合わせてご準備ください。
		質問	令和4～6年度における学生の受験状況について、ご説明ください。また、ご提供いただける資料があれば、合わせてご準備ください。
		質問	奨学金や給付金制度の概要をご教示ください。また、学生や親御さんにどのように周知されているかご教示ください。
		質問	返済が必要な奨学金の場合、回収状況をご教示ください。
		質問	令和6年度卒業生に関して、どのよう会社や団体へ就職又は進学されたかご教示ください。
		質問	令和4～6年度卒業生の就職先に関して、県内の会社や団体へ就職している割合はどの程度かご

監査要点		監査手続	
			教示ください。県内企業での人材確保のため、県内定着という観点も必要と考えますが、県内定着に向けた取り組みを行っていれば、具体的な取り組みをご教示ください。
		質問	地域との連携に関して、「学校と地域」もしくは「学生と地域」との連携を深めるため、何等か取り組みを行っていることがあればご教示ください。
		質問	上記質問に関連して、将来の学生確保の観点から、近隣の学校（小中学校や高校など）との連携も重要と考えますが、何等か取り組んでいることがあればご教示ください。
		質問	上記質問に関連して、将来の学生確保の観点から、近隣の学校（小中学校や高校など）との連携も重要と考えますが、何等か取り組んでいることがあればご教示ください。
2	収入事務	質問	施設で収受している収入の種類をヒアリングにて確認する。また、学生からの授業料などの他に、自主財源として確保しているものがあれば合わせてご教示ください。
		質問	収入の種類ごとに収入事務の業務フローをヒアリングにて確認する。
		－	令和6年度の収入（調定）一覧を入手する。
		閲覧	収入の種類ごとに収入（調定）一覧からサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		質問	入学、授業料などで滞納している債権があればご教示ください。また、滞納管理の方法も合わせてご教示ください。
		質問	入学金、授業料などの学納金に関して、これまでの見直しの変遷をご教示ください。これまでに見直しが行われていない場合、見直しを行っていない理由をご教示ください。
		質問	現行の学納金の設定方針、設定方法、見直しの経緯をご教示ください。
		質問	学納金を定期的に見直す体制（検討会議体、規程、開催頻度など）がありますか。該当があれば、体制の概要をご教示ください。

監査要点		監査手続	
		－	行政財産の目的外使用許可に関する条例、規則、マニュアル等を入手する。
		質問	目的外使用許可に関する業務フローをヒアリングにて確認する。
		閲覧	目的外使用許可一覧から公有財産の取得に関するサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		閲覧・質問	目的外使用許可の申請理由の妥当性を検討する。
		質問	令和6年度における収入のうち、減免の有無を確認する。
		質問	減免の業務フローをヒアリングにて確認する。
		－	令和6年度における減免一覧を入手する。
		閲覧	減免一覧からサンプルと抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		閲覧・質問	継続して減免されている団体等があれば、減免理由が適切であるか確認する。
3	支出・契約事務	－	支出・契約事務に関する条例、規則、マニュアル等を入手する。
		質問	支出・契約事務の業務フローをヒアリングにて確認する。
		－	令和6年度の支出(支出命令)一覧を入手する。
		閲覧	支出(支出命令)一覧からサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		閲覧	随意契約で支出負担行為が行われている場合、随意契約理由書を確認し、理由の妥当性を検討する。
		閲覧	業務の大部分が再委託されているなど、業務受託者側で経済合理性のない契約形態となっていないか検討する。
4	財産管理	－	財産管理に関する条例、規則、マニュアル等を入手する。
		質問	財産管理(取得、管理、売却、処分、所管換え、分類換え)に関する業務フローをヒアリングにて確認する。

監査要点		監査手続	
		閲覧	支出(支出命令)一覧から公有財産の取得に関するサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		閲覧	収入(調定)一覧から公有財産の売却に関するサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		閲覧	公有財産の異動報告書等から、公有財産の処分に関するサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		閲覧	公有財産の異動報告書等から、公有財産の所管換えに関するサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		閲覧	公有財産の異動報告書等から、公有財産の分類換え(行政財産⇔普通財産)に関するサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		閲覧	現地調査対象の施設の公有財産台帳(固定資産台帳)からサンプルを抽出し、公有財産の存否を確認する。また、現地で現有財産を抽出し、公有財産台帳に登載されていることも確認する。
		質問	遊休となっている財産の有無をヒアリングする。また、遊休資産の今後の管理方針を確認する。
		質問	耐用年数が到来済みで既に使用されていない固定資産がないかご教示ください。
		質問	施設や設備等の更新に関して、更新計画などがあればご教示ください。現状において、施設や設備で更新が必要だが、予算などの兼ね合いから十分に更新が行われていないものがあればご教示ください。
		質問	施設内に住民が不法に占拠している部分がないかヒアリングする。該当がある場合、不法占拠に至った経緯、現状の協議状況を確認する。
		閲覧・質問	上記以外の資産(現預金、有価証券等)の管理状況を確認させてください。
5	人事労務管理	—	人事労務管理事務に関する条例、規則、マニュアル等を入手する。

監査要点		監査手続	
		質問	人事労務管理事務の業務フローをヒアリングにて確認する。
		－	令和6年度の支出(支出命令)一覧を入手する。
		閲覧	支出(支出命令)一覧からサンプルを抽出し、規則等に従い、事務が執行されていることを確認する。
		質問	人事考課制度に関してご教示ください。人事考課制度に関する規程などがあれば、合わせてご準備ください。
		質問	特殊勤務手当のような本庁や他の施設で支給されていない手当があれば、支給の合理性をご教示ください。
		質問	勤怠管理の方法(手動、システム)をご教示ください。
		質問	有給休暇の取得状況に関して、管理方法をご教示ください。
		質問	元県職員の採用状況をご教示ください。また、元県職員の職務内容も合わせてご教示ください。
6	情報セキュリティ	－	情報セキュリティに関する条例、規則、マニュアル等を入手する。
		質問	情報セキュリティの業務フローをヒアリングにて確認する。
		閲覧	パスワードは規定とおりに設定されているか現地 PC にて確認させてください。
		閲覧	アクセス権の設定状況を現地 PC にて確認させてください。
		閲覧	バックアップの保管状況を現地 PC にて確認させてください。
		質問	バージョンアップ管理を現地 PC にて確認させてください。
		質問	記憶媒体(USB 等)の管理方法についてご教示ください。

第3 平成 16 年度監査結果に係る措置状況

1 手続きの概要

平成 16 年度包括外部監査のテーマは「県が設置している高等教育機関(山形県立米沢女子短期大学、山形県立保健医療大学、山形県立産業技術短期大学校、山形県立産業技術短期大学校庄内校、山形県立農業大学校)に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」であった。

県では、当該包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項及び意見の措置状況について、平成 20 年2月1日までの3回にわたり報告している。

当年度の包括外部監査では、現地調査を行った施設もしくは法人に関する当該包括外部監査以降も影響を及ぼすと考えられる措置状況について、令和6年度においても措置が反映されているか質問、関連資料の閲覧及び現物の確認により確かめた。

2 監査要点

監査にあたっては、以下の事項を監査要点として、手続きを実施した。

- ・平成 16 年度における包括外部監査の指摘事項等の措置状況の適切性
- ・措置状況の継続性

3 平成 16 年度の包括外部監査の措置状況等

(1) 山形県公立大学法人(監査当時は米沢女子短期大学)

【監査結果】

〈備品カードの記載誤り、記載漏れについて〉速やかに修正し、他の物品についても同様の誤りが生じていないかを確認すべきである。

【措置の内容】

今回の記載誤りについては平成 16 年9月に修正しました。また、備品カードを確認し、誤り等あれば修正します。学生が不在となる夏休み等を利用し、平成 17 年9月末までに実施します。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

上記監査結果に対して、法人化前に対応されていたものと考えるが、後述する「第6 財産管理」(67 ページ)において、法人化後に作成された備品管理台帳の管理番号と法人化前の管理番号標示が不整合となっており、かつ、管理番号標示で備品にシールが貼られていたことから、現状において改善されたと認め難い状況にある。

【監査結果】

〈遊休状態となっている資産について〉使用可能性のないものは、速やかに廃棄すべきである。①米沢女子短期大学(レオメーター)②保健医療大学(焼却炉、電子辞書)③産業技術短期大学校(デジタルプロッター、制御用パソコン)

【措置の内容】

レオメーター(備品)については、平成 16 年 10 月に廃棄しました。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

上記資産について、固定資産台帳に登載されておらず、改善されているものと認められる。また、今回の監査の過程では遊休資産は確認されていない。

【監査結果】

〈非常勤講師の費用弁償で宿泊等の確認について〉費用弁償は、米沢女子短期大学が負担すべきものを非常勤講師が支払った場合に支出するものであり、非常勤講師が支払っているかどうかを確認せずに、費用弁償として支払うのは問題である。日帰りしているか宿泊しているのかを確認の上、それに基づいて費用弁償を行うべきである。

【措置の内容】

平成 17 年度から確認のうえ支給することにしました。日帰りの場合、宿泊料は支給していません。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

後述する「第5 人事労務管理」(63 ページ)において、費用弁償している非常勤講師に対してのみ支払っていることを確認したため、改善されていると認められる。

【監査結果】

〈備品の現品照合について〉規定に従って現品照合を行うべきである。また、備品の件数が多いため、循環棚卸の方法により現品の数及び使用可能性について確認することを検討する必要がある。

【措置の内容】

定期的な現品照合に関する計画を平成 17 年6月に策定し、平成 17 年度の現品照合等を平成 17 年7～9月にかけて実施しました。なお、備品の件数が非常に多いため、全ての現品照合等は平成 19 年度までに実施する予定です。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

今回の監査において、現物確認が実施されており、改善が認められる。ただし、後述する「第6 財産管理」(67 ページ)において、固定資産の管理状況等の報告について、固定資産の実在性だけでなく、固定資産の状態も合わせて報告するように具体的な報告の仕方について明確にする必要があると考える。

【監査結果】

〈備品表示票について〉管理物品全てに備品標示票を貼付し資産の保全、照合を可能とするべきである。また、備品の現品照合により、記載内容を適切にする必要がある。

【措置の内容】 備品の現品照合に関する計画により、平成 17 年7～9月にかけて今年度の備品の現品照合を実施し、備品標示票のないものや不鮮明なものは貼付しなおすなどし、記載内容を適切にしました。なお、備品の件数が非常に多いため、全ての現品照合は平成 19 年度までに実施する予定です。
【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】 今回の監査において、備品表示が漏れているものは確認されていないため、改善が認められる。ただし、既述のとおり、法人化後の固定資産管理番号と不整合となっているため、改善が必要と考える。

(2) 山形県立産業技術短期大学校

【監査結果】 〈備品カードの記載誤り、記載漏れについて〉速やかに修正し、他の物品についても同様の誤りが生じていないかを確認すべきである。
【措置の内容】 指摘された個別の記載漏れについては修正しました。また、他の物品については非常に数が多いため、平成 17 年度から計画的に確認・整備していきます。
【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】 後述する「第6 財産管理」(111 ページ)において、管ねじ切機の備品登録漏れが確認されており、上記監査結果の資産については改善されたものと考えるが、改善内容が現在まで継続されているとは認められない。

【監査結果】 〈遊休状態となっている資産について〉使用可能性のないものは、速やかに廃棄すべきである。①米沢女子短期大学(レオメーター)②保健医療大学(焼却炉、電子辞書)③産業技術短期大学校(デジタルプロッター、制御用パソコン)
【措置の内容】 指摘された機器については、平成 17 年3月に処分しました。
【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】 上記資産について、固定資産台帳に登載されておらず、改善されているものと認められる。しかし、後述する「第6 財産管理」(111 ページ)において、長期間使用されていない遊休備品が確認されており、改善されていると認められない。

【監査結果】

〈備品標示票について〉現品調査時に備品に備品標示票の貼付がないものが2件存在した。また、備品標示票の貼付はあるが記載内容が分からないものが存在したので、もれなく適切な備品標示票を貼付すべきである。

【措置の内容】

未措置指摘された備品については平成 17 年3月に表示票を貼付しました。記載内容が分からないものについては、平成 17 年度から計画的に点検・整備をすすめ、もれなく備品表示票を貼付し直します。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

後述する「第6 財産管理」(111 ページ)において、備品の表示がないものが確認されている。改善内容が継続するように再度徹底されたい。

【監査結果】

〈備品の現品照合について〉規定に従って現品照合を行うべきである。また、備品の件数が多いため、循環棚卸の方法により現品の数及び使用可能性について確認することを検討する必要がある。

【措置の内容】

平成 17 年度から現品の数及び使用可能性を確認しています。平成 18 年度から各学科に備品管理担当者を配置し、各学科ごと定期的の実施していくこととしています。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

後述する「第6 財産管理」(111 ページ)において、現物確認は行われているが、確認した資産の状態まで報告されておらず、長期間使用されていない遊休備品が確認されており、改善されていると認められない。

【監査結果】

〈備品表示票について〉管理物品全てに備品標示票を貼付し資産の保全、照合を可能とするべきである。また、備品の現品照合により、記載内容を適切にする必要がある。

【措置の内容】

平成 17 年度から、管理物品全てに備品標示票を貼付し照合できるよう計画的に点検を行っています。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

後述する「第6 財産管理」(111 ページ)において、備品表示票が正しく貼付されていない備品が確認されており、改善されていると認められない。

【監査結果】 〈蔵書点検について〉規定に従い、毎年蔵書点検を行う必要がある。(産業技術短期大学校、産業技術短期大学校庄内校、農業大学校)
【措置の内容】 平成 17 年度から「図書館規程」に基づき、順次蔵書の点検作業を行っています。
【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】 後述する「第6 財産管理」(111 ページ)において、一部高額な図書について固定資産台帳への登録が漏れていることが確認されており、改善されていると認められない。

(3) 東北農林専門職大学(監査当時は農業大学校)

【監査結果】 〈備品カードの記載誤り、記載漏れについて〉速やかに修正し、他の物品についても同様の誤りが生じていないかを確認すべきである。
【措置の内容】 今回の記載誤り、記載漏れ事案については平成 16 年9月に修正しました。他の物品の記載誤り、記載漏れの確認については、平成 17 年4月から計画的に実施しています。
【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】 後述する「第6 財産管理」(151 ページ)において、飼育牛の備品台帳への登録漏れ及び立木竹の公有財産台帳への登録漏れが確認されており、改善されていると認められない。

【監査結果】 〈図書の管理について〉図書の管理規定を作成するとともに、図書台帳の整備、毎年蔵書点検の実施等管理を徹底する必要がある。
【措置の内容】 管理規定は平成 17 年3月に整備しました。
【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】 後述する「第6 財産管理」(151 ページ)において、図書管理システムに登録されていない蔵書が確認されているため、改善されていると認められない。

【監査結果】 〈受領印の押印漏れについて〉職員別給与簿の受領印が漏れていたもので、漏れないようチェックする必要がある。
【措置の内容】 受領の押印漏れは、平成 16 年7月に押印しました。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

後述する「第5 人事労務管理」(150 ページ)において、職員別給与簿が令和6年度においても受領印が押印されていることを確認したため、改善されていると認められる。

【監査結果】

＜備品の現品照合について＞規定に従って現品照合を行うべきである。また、備品の件数が多いため、循環棚卸の方法により現品の数及び使用可能性について確認することを検討する必要がある。

【措置の内容】

備品の適正な管理を行うため、循環棚卸等の手法を検討するとともに、備品カード及び備品表示票等の整理についても、平成 17 年4月から計画的に実施しています。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

後述する「第6 財産管理」(151 ページ)において、現物確認は行われているが、除却した固定資産が登録抹消されていない状況が確認されており、改善されていると認められない。

【監査結果】

＜備品表示票について＞管理物品全てに備品標示票を貼付し資産の保全、照合を可能とするべきである。また、備品の現品照合により、記載内容を適切にする必要がある。

【措置の内容】

平成 16 年7月より備品を取得した場合は、速やかに備品表示票の貼付を行っています。現品照合については、循環棚卸等の手法を検討し、備品カードと備品表示票の照合等、計画的に実施します。

【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

今回の監査において、備品表示票の貼付漏れは確認されていないが、後述する「第6 財産管理」(151 ページ)において、図書管理システムに登録されていない蔵書が確認されているため、改善されていると認められない。